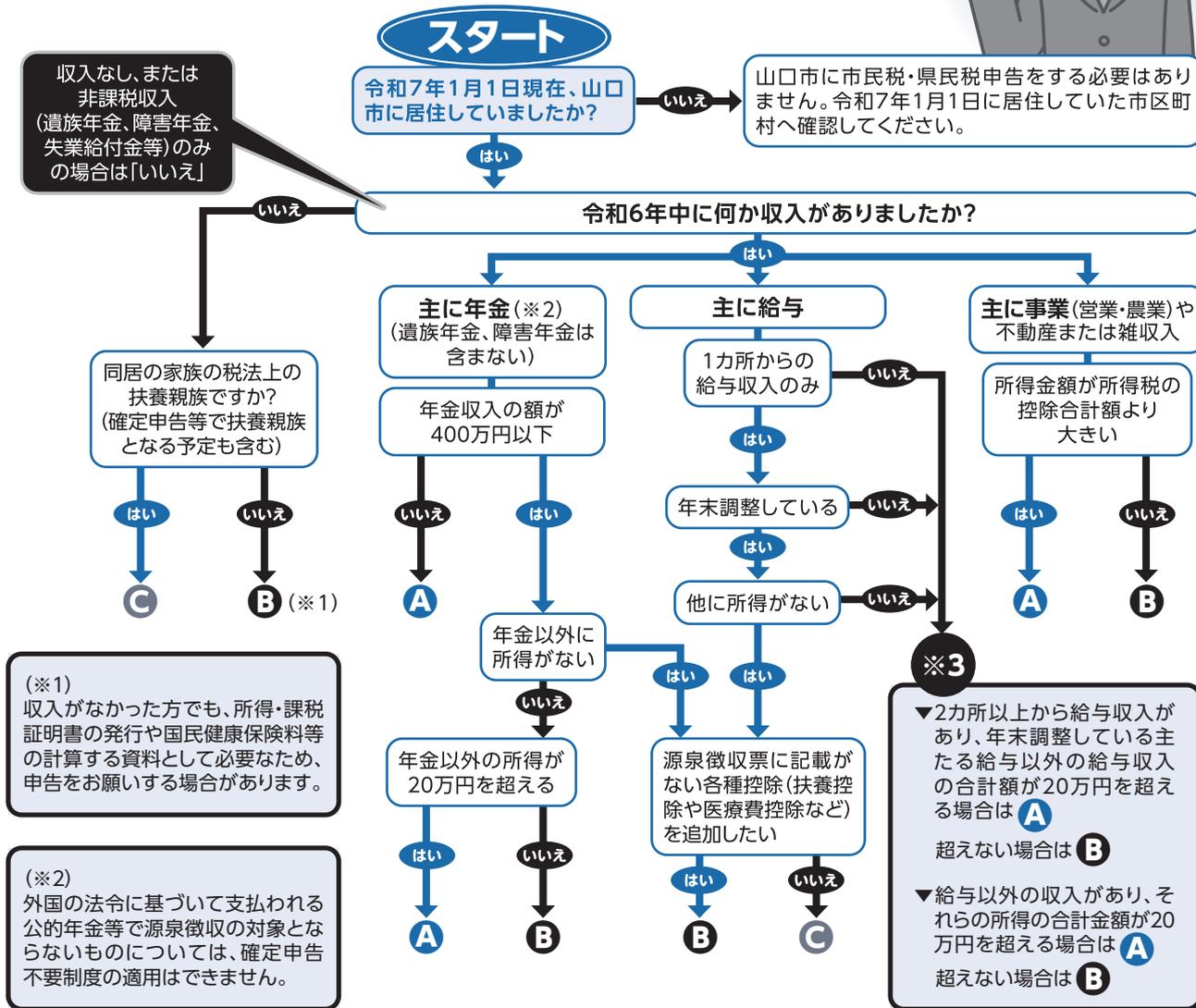


# 令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税申告受付について

市民税・県民税申告が必要かどうか、確認してみましょう!

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



**判定結果** このフローチャートは目安です。内容によって申告方法が異なる場合があります。

|          |                            |   |
|----------|----------------------------|---|
| <b>A</b> | 所得税の確定申告が必要です              | 所得税の確定申告をすれば、市民税・県民税申告は必要ありません。                 |
| <b>B</b> | 市民税・県民税申告が必要です             | ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をすることもできます。 |
| <b>C</b> | 所得税の確定申告、市民税・県民税申告は必要ありません |   |

## 所得税の確定申告について

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン以外にスマホやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。ID・パスワード方式で簡単に「電子申告(e-Tax)」を利用して提出することができます。



# 市民税・県民税申告受付について

市民税・県民税申告会場で受付をする申告は、①市民税・県民税の申告と、②所得税の確定申告です。所得税の確定申告については、市では受付できないもの（3ページ参照）があります。

## 期間・会場等

「各会場の申告受付日程（5・6ページ）」をご確認のうえ、お間違えのないようお越しく下さい。また、平日に来られない方のために休日申告会場を設けていますので、指定日をご確認のうえ、ご利用ください。

※受付終了時刻を過ぎてご来場された方や会場にお戻りになられた方には、当日当会場での申告受付をお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。

## 申告時にご持参いただくもの

- 1 市民税・県民税申告書（申告会場にもあります）
- 2 収支内訳書（営業・農業・不動産等の所得のある方）及び収支内訳書作成の根拠となった収入・必要経費の額が分かるもの
- 3 所得の計算に必要なもの
  - ・源泉徴収票（給与または公的年金）、支払報告書、帳簿書類、領収書、個人年金の税申告用の書類（年金支払証明書）など
- 4 各種控除の計算に必要なもの
  - ・各種健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書など
  - ※国民健康保険納付額証明……………令和6年10月25日発送  
介護保険納付額証明……………令和7年1月下旬発送予定  
後期高齢者医療保険納付額証明……………令和7年1月下旬発送予定
  - 社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。
  - ・被扶養者（配偶者または子など）の所得が分かるもの
  - ・障害者手帳など
- 5 本人確認書類
  - ・申告者本人が申告する場合は、個人番号確認資料（マイナンバーカード等）、身元確認資料（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）
  - ・同世帯の親族が申告者本人に代わり申告する場合は、代行者の身元確認資料と申告者本人の身元確認資料
  - ・代理人が申告する場合（上記以外の場合）は、申告者本人の個人番号確認資料、代理人（窓口にいらっしゃる方）の身元確認資料、委任状（代理権の確認書類）
- 6 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類
  - ・親族関係が分かる書類（外国語で作成されているものは翻訳文を添付）
  - ・送金状況が分かる書類（金融機関の送金依頼書、クレジットカード利用明細書など）

## 申告に関する書類の配布について

各総合支所・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）では、下枠の書類のみ配布します。

下枠以外の所得税の確定申告に関する書類（確定申告書等）が必要な方は山口税務署へお問い合わせください。

【配布する書類】 ●市民税・県民税申告書 ●市民税・県民税申告の手引き ●医療費控除の明細書  
●収支内訳書（一般用・不動産所得用・農業所得用） ●収支内訳書の書き方

## 書類の事前作成等にご協力ください

営業・農業・不動産等の「収支内訳書」や医療費控除の申告をされる方については、事前に書類の作成をお願いします。作成をされている方から優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。「医療を受けた人」「病院や薬局」ごとに記載した医療費控除の明細書をあらかじめ作成してください。

※医療費の領収書のみでは申告はお受けできません。領収書については自宅で5年間保存してください。

※健康保険組合等が発行した「医療費通知」を添付することで「医療費控除の明細書」の記入が簡素化できます（「医療費通知」は自己負担額等が記載されたものに限ります。）。

※「医療費通知」の記載内容によっては、令和6年中の医療費支払額が全て確認できない場合があります。その場合には、医療費通知には記載されていない診療月の領収書をご確認のうえ、「医療費控除の明細書」へ記入してください。

※「医療費控除の明細書」は、最寄りの総合支所、申告受付を行う地域交流センターに備え付けていますのでご利用ください。

**ご自身で申告書を作成できる方**は、郵送による提出や各総合支所総合サービス課に設置する「提出箱」に投函されることをお勧めします。

### 提出先

○郵送の場合 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 市民税課 市民税担当 宛

○提出箱（各総合支所総合サービス課に設置）に投函

設置期間：**2月17日(月)** から **3月17日(月)** まで（平日8:30～17:00）

※小郡総合支所については、1階第1会議室に設置しています。（平日8:30～14:00）

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

**※郵送・投函される際は、以下の記入内容・添付書類等に漏れがないことをご確認ください。**

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号（マイナンバー）、連絡先（日中連絡が取れる電話番号）
- ・マイナンバーカードの写し（両面）もしくは、マイナンバーの記載のある住民票と身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）の写し
- ・1ページに掲載している申告時持参物「3 所得の計算に必要なもの」および「4 各種控除の計算に必要なもの」

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な場合は、お手数ですが、返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

### 市民税・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方  
※給与や公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など）の追加がある方は申告が必要です（表紙参照）。
- 4 申告をする方または年末調整をされた方の税法上の扶養家族になっている方（扶養している方が市外の場合を除く）
- 5 令和6年中に亡くなられた方

※令和6年度の市民税・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人に継承されます。

### 問い合わせ先

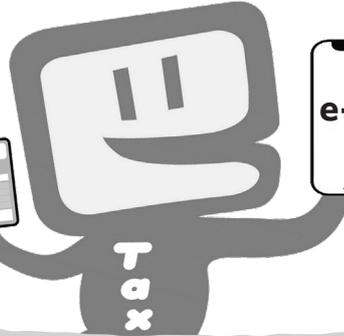
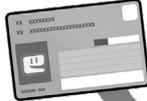
市民税課市民税担当（山口総合支所1階）電話 083-934-2735 FAX083-933-1083

# 山口税務署からのお知らせ

所得税の確定申告書を提出される方へ

## 書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも  
初めてでも 安心♪



スマホで  
サクッと♪

すでに  
約**70%**の方が  
**e-Tax**で  
申告しています!!

確定申告書等作成コーナーなら  
金額等を入力するだけで  
**自動計算**で申告書が完成!



作成コーナー



マイナポータル連携で  
控除証明書等のデータが  
**自動入力**できる!

※ご利用には事前準備が必要です

マイナポータル連携  
の詳細はこちら



### e-Taxの5つのメリット

自宅から  
申告可能



確定申告期間  
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が  
データで取得可能



添付書類  
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付  
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は  
1か月~1か月半程度で還付

### 申告に困ったときは

#### ▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの  
操作方法などを動画でご案内



#### ▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから  
選択するか、入力いただくと  
「税務職員ふたば」(AI)が回答



確定申告に関する一般的なご相談は、確定申告テレフォンセンターまでご連絡ください。  
(山口税務署 (代表 083-922-1340) に電話し、「0」番を選択してください。)

国税庁ホームページ



次の内容の確定申告は、**市民税・県民税申告受付会場**で受付が**できません**ので、税務署へご相談ください。

※次の内容以外でも**市民税・県民税申告受付会場**で受付できない場合がありますので、ご了承ください。

- ・土地建物や株式の譲渡、先物取引による所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をされる方
- ・亡くなられた方の申告をされる方
- ・過年分(令和5年分以前)の申告をされる方
- ・山林所得、退職所得の申告をされる方
- ・災害減税法による所得税の軽減免除
- ・雑損控除の申告をされる方

# 令和7年度個人住民税の定額減税について

納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年12月31日現在で、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（※）を有する人に対して、1万円の定額減税を実施します。

※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは  
→納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、  
配偶者（国外居住者を除く）の合計所得金額が48万円以下の者。  
定額減税の詳細については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」を  
ご参照ください。



国税庁ホームページ  
「定額減税特設サイト」

## 住宅ローンの拡充

①子育て世帯・若者夫婦世帯（以下、子育て世帯等）が認定住宅等（注1）の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅等の取得をして令和6年（2024年）中に入居する場合、令和4・5年に入居した時の住宅ローン控除の上限額が維持されます。具体的に対象となる子育て世帯等は以下のとおりです。

### 子育て世帯等

- ・40歳未満で配偶者を有する者
- ・40歳以上で40歳未満の配偶者を有する者
- ・19歳未満の扶養親族を有する者

注1)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅を指します。

### 改正前（令和6年・7年入居）

| 新築・買取再販住宅 | 認定住宅<br>(認定長期優良・認定低炭素) | ZEH水準<br>省エネ住宅 | 省エネ基準<br>適合住宅 |
|-----------|------------------------|----------------|---------------|
| 借入限度額     | 4,500万円                | 3,500万円        | 3,000万円       |

### 改正後：令和6年入居の場合

| 新築・買取再販住宅 | 認定住宅<br>(認定長期優良・認定低炭素) | ZEH水準<br>省エネ住宅 | 省エネ基準<br>適合住宅  |                |
|-----------|------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 借入限度額     | <u>子育て世帯等</u>          | <u>5,000万円</u> | <u>4,500万円</u> | <u>4,000万円</u> |
|           | それ以外                   | 4,500万円        | 3,500万円        | 3,000万円        |

②合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

### 令和6・7年に入居予定の新築住宅について 住宅ローン控除の申請を予定されている方へ

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、省エネ基準を満たす住宅でない場合は住宅ローン控除を受けられません。

詳しくは国土交通省ホームページをご参照ください。



国土交通省ホームページ

# 各会場の申告受付日程 ※受付時間を確認してください

開催日ごとの対象地区は、窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。申告受付をされる方は受付時間内の受付をお願いします。受付時刻終了後は受付できませんのでご注意ください。

## 【全体会場：山口総合支所】

| 開催日                 | 受付時間       | 会場                  |
|---------------------|------------|---------------------|
| 2月3日(月)～3月17日(月)の平日 | 8:30～17:00 | 山口総合支所2階 申告会場       |
| 3月2日(日) <b>休日申告</b> | 9:30～15:00 | 山口総合支所1階 市民税課カウンター前 |

## 【山口地域：地域交流センター等】

| 開催日      | 会場                            | 受付時間       |
|----------|-------------------------------|------------|
| 2月 3日(月) | 宮野・吉敷・佐山 地域交流センター             | 9:30～14:00 |
| 2月 4日(火) | 大歳・嘉川 地域交流センター<br>仁保 地域交流センター |            |
| 2月 5日(水) | 小鯖・二島 地域交流センター                | 9:30～14:00 |
| 2月 6日(木) | 大内 地域交流センター、山口南総合センター 多目的ホール  |            |
| 2月 7日(金) | 平川(※)・鑄銭司 地域交流センター            |            |
| 2月10日(月) | 陶 地域交流センター                    |            |

※平川地域交流センターは建替え工事に伴い、「JA 山口県ふれあい平川支所」に仮設庁舎を設置しております。

## 【小郡地域】

| 開催日                  | 対象地区  | 受付時間       | 会場                    |
|----------------------|---|------------|-----------------------|
| 2月17日(月)             | 地区指定なし(ご都合の良い方)   | 8:30～14:00 | 小郡総合支所<br>1階<br>第1会議室 |
| 2月18日(火)             | 奥畑、前畑、新町西、平原、宮の原、宮の前、椎の木、わかば台、新町  |            |                       |
| 2月19日(水)             | 東上、新町東下、光が丘南、光が丘中、光が丘東、白土、ヴェルコ  |            |                       |
| 2月20日(木)             | リーナ、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、岩屋、八方原、森下  |            |                       |
| 2月21日(金)             | 円座東、円座西、元橋、東津上、東津中、東津下、新丁、柳井田、蔵敷、田町、中央通、津市上、津市中、津市下、津市南、大正上、大正中、大正下、尾崎、金堀、山手上、山手下         | 9:30～15:00 |                       |
| 2月23日(日)             | <b>休日申告</b> 平日に来られない方   |            |                       |
| 2月25日(火)             | 円座東、円座西、元橋、東津上、東津中、東津下、新丁、柳井田、蔵敷、田町、中央通、津市上、津市中、津市下、津市南、大正上、大正中、大正下、尾崎、金堀、山手上、山手下         | 8:30～14:00 |                       |
| 2月26日(水)             |   |            |                       |
| 2月27日(木)             |   |            |                       |
| 2月28日(金)             | 三軒屋、明治東、明治西、明治北、矢足、長谷、長谷西、柏崎、新開、原、金池、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花園町、若草・平砂町、維新町、給領町、栄町、平成町、前田町 |            |                       |
| 3月 3日(月)             |   |            |                       |
| 3月 4日(火)             |   |            |                       |
| 3月 5日(水)～3月17日(月)の平日 | 地区指定なし(ご都合の良い方)   |            |                       |

## 【阿知須地域】

| 開催日      | 対象地区                  | 受付時間       | 会場                    |
|----------|-----------------------|------------|-----------------------|
| 3月 2日(日) | <b>休日申告</b> 平日に来られない方 | 9:30～15:00 | 阿知須地域交流センター<br>1階多目的室 |
| 3月 5日(水) | 小古郷、前山、小山             | 8:30～14:00 |                       |
| 3月 6日(木) | 北祝、南祝、西祝              |            |                       |
| 3月 7日(金) | 東条、縄田                 |            |                       |
| 3月10日(月) | 中村、西条、寺河内、浜、二の宮       |            |                       |

## 【阿知須地域】

| 開催日      | 対象地区                                 | 受付時間       | 会場                        |
|----------|--------------------------------------|------------|---------------------------|
| 3月11日(火) | 砂郷、飛石、沖の原                            | 8:30~14:00 | 阿知須地域<br>交流センター<br>1階多目的室 |
| 3月12日(水) |                                      |            |                           |
| 3月13日(木) | 岩倉、旦、浜表、赤迫                           |            |                           |
| 3月14日(金) | 井関、野口、杖川、河内、源河、向井関、<br>引野、仙在、青畑、焼野、岡 |            |                           |

## 【秋穂地域】

| 開催日      | 対象地区                  | 受付時間       | 会場              |
|----------|-----------------------|------------|-----------------|
| 2月12日(水) | 大河内北、大河内南、天神町         | 8:30~14:00 | 大海総合センター        |
| 2月13日(木) | 浜中、北条、中条              |            |                 |
| 2月14日(金) | 井南、浜内、小浜、赤崎           |            |                 |
| 2月21日(金) | 中道、花香南、花香北、中津江        | 9:30~15:00 | 秋穂総合支所<br>第1会議室 |
| 2月23日(日) | <b>休日申告</b> 平日に来られない方 |            |                 |
| 2月25日(火) | 上本町、本町、祇園町、西天田        | 8:30~14:00 |                 |
| 2月26日(水) | 黒瀨南、東天田、西青江、先青江       |            |                 |
| 2月27日(木) | 日地、金山嶺、東本町、黒瀨北        |            |                 |
| 2月28日(金) | 中野、屋戸、加茂、海岸通          |            |                 |
| 3月 4日(火) | 下村、宮之旦                |            |                 |

## 【徳地地域】

| 開催日      | 対象地区                  | 受付時間               | 会場               |
|----------|-----------------------|--------------------|------------------|
| 2月 5日(水) | 上村、藤木                 | 9:30~14:00         | 徳地交流センター<br>島地分館 |
| 2月 6日(木) | 島地、山畑                 | 9:30~12:00         |                  |
| 2月 7日(金) | 鯖河内、串                 |                    | 9:30~14:00       |
| 2月10日(月) | 船路、引谷                 | 徳地地域交流センター<br>八坂分館 |                  |
| 2月12日(水) | 八坂、三谷                 |                    |                  |
| 2月13日(木) | 柚木、野谷                 | 9:30~12:00         | 徳地地域交流センター柚野分館   |
| 2月14日(金) | 堀                     |                    | 8:30~14:00       |
| 2月17日(月) |                       |                    |                  |
| 2月18日(火) | 深谷、小古祖、伊賀地、岸見         |                    |                  |
| 2月23日(日) | <b>休日申告</b> 平日に来られない方 | 9:30~15:00         |                  |

## 【阿東地域】

| 開催日      | 対象地区                                     | 受付時間       | 会場                 |
|----------|--|------------|--------------------|
| 2月10日(月) | 嘉年上、嘉年下                                  | 9:30~14:00 | 嘉年基幹集落センター         |
| 2月13日(木) | 地福上                                      |            | 9:30~12:00         |
| 2月14日(金) | 地福下                                      |            |                    |
| 2月19日(水) | 徳佐上                                      | 8:30~14:00 | 阿東地域交流センター         |
| 2月20日(木) |  |            |                    |
| 2月21日(金) | 徳佐中(坂手、東畑、原山、上市東、<br>上市西、小南、貞行、丸山、平丸、水戸) |            |                    |
| 2月23日(日) | <b>休日申告</b> 平日に来られない方                    | 9:30~15:00 |                    |
| 2月25日(火) | 徳佐中(駅通、栄町、中市、下市、<br>上宇津根、下宇津根、片山、羽波)     | 8:30~14:00 |                    |
| 2月26日(水) | 徳佐下                                      |            |                    |
| 2月28日(金) | 生雲中、蔵目喜                                  | 9:30~14:00 | 阿東地域交流センター<br>生雲分館 |
| 3月 3日(月) | 生雲西分                                     |            | 阿東地域交流センター<br>篠生分館 |
| 3月 4日(火) | 生雲東分、篠目                                  |            |                    |

問い合わせ先

市民税課市民税担当(山口総合支所1階)

☎083-934-2735

